

独立行政法人 農業者年金基金の概要

1. 設立目的

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）に基づき、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。

2. 設立時期 平成15年10月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員	5名（理事長1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））
職員	75名

4. 業務概要

（1）新制度（平成14年1月1日施行）

加入資格の審査・決定、被保険者の管理、保険料の徴収・運用、農業者老齢年金、特例付加年金及び死亡一時金の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理等の業務

（2）旧制度（昭和46年1月1日施行）

※^(※) 経営移譲年金、農業者老齢年金、脱退一時金及び死亡一時金の受給要件の審査・決定・支給、旧制度の年金受給権者の管理等の業務

※経営移譲

農業経営に供している自分名義の農地等の権利を後継者か第三者に所有権を移転するか、使用収益権を移転又は設定して、農業経営から引退すること。

5. その他特記事項

独立行政法人農業者年金基金の業務に係る主務省は以下のとおり。

- ①役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については農林水産省
- ②新制度に係る業務及び農地等の借受け及び貸付け等の業務に関する事項については農林水産省
- ③旧制度の給付に係る業務に関する事項については厚生労働省及び農林水産省

年金積立金管理運用独立行政法人の概要

1. 設立目的

厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資する。

2. 設立時期 平成18年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

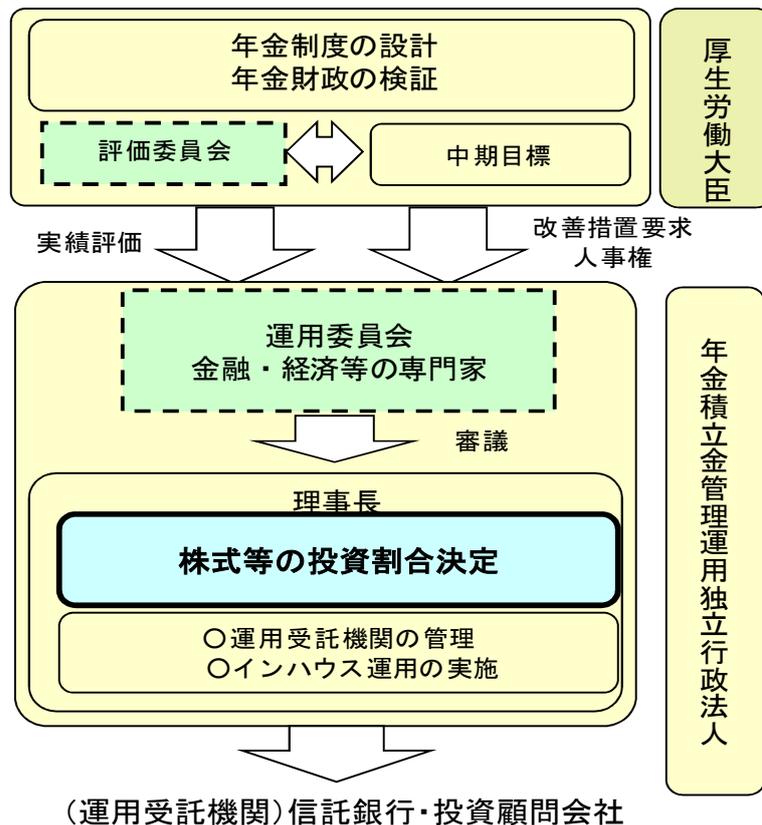
役員 4名（理事長1名、理事1名、監事2名）

職員 70名（非常勤3名を含む）

4. 業務概要

厚生労働大臣から寄託を受けた年金積立金の管理運用

○ GPIFにおける年金積立金の管理・運用の仕組み



○ 平成24年度 GPIFの運用状況(第3四半期まで)

運用資産額	111兆9,296億円
収益率(運用手数料控除前)	3.27%(4月から12月までの通期)
収益額(運用手数料控除前)	3兆5,949億円(4月から12月までの通期)

(注) 年金積立金管理運用独立行政法人が管理・運用している年金積立金(年金特別会計で管理する資産を除く。)の運用状況です。

<参考>

平成23年度運用結果(年金積立金全体)

年金積立金は、(1)年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分、(2)年金特別会計で管理する積立金があります。

平成23年度の運用結果については、欧州債務問題や米国景気の減速懸念等により一時的に収益が悪化する場面がありましたが、年度末にかけては、主要国中央銀行による追加緩和策や欧州債務問題の進展等から市場環境が回復したため、収益額は2兆5,863億円のプラスとなりました。なお、市場での自主運用を開始した平成13年度からの累積収益は、約25兆円のプラスを維持しております。

(参考:年金積立金全体の運用実績)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	通期 (13~23年度) 【上段:累積収益額】 【下段:平均収益率】	過去5年間 (19~23年度) 【上段:累積収益額】 【下段:平均収益率】
資産額(年度末)	1,443,315	1,415,415	1,456,311	1,479,619	1,500,231	1,491,337	1,386,485	1,238,381	1,282,647	1,218,926	1,194,015	251,662	-30,799
収益額	27,787	2,360	68,714	39,588	98,344	45,669	-51,777	-93,176	91,554	-3,263	25,863	251,662	-30,799
収益率	1.94%	0.17%	4.90%	2.73%	6.83%	3.10%	-3.53%	-6.86%	7.54%	-0.26%	2.17%	1.62%	-0.31%

(注1) 収益額及び収益率は、運用手数料等控除後の運用実績である。

(注2) 平均収益率は、相乗平均である。

厚生年金・国民年金の積立金運用について

<運用の基本的考え方>

- ◇ 年金積立金は、将来の年金給付の貴重な財源であり、専ら被保険者の利益のために運用することとされている。
- ◇ 厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用。
- ◇ 「国内債券中心」、「インデックス運用を中心」、「ポートフォリオ全体のリスクを抑制(分散投資)」などの考え方により、運用。

- ・ 年金積立金全体 約119兆円(平成23年度末)
- ※ GPIFが管理・運用する直近の資産額は約120兆円(平成24年度末)
- ・ 賃金に対する実質的な運用利回りの確保。
- ・ 専門性の徹底及び責任の明確化を図り、運用に特化した独立行政法人において運用。

<基本ポートフォリオ>

※平成25年6月7日変更

国内債券 60 %	国内株式 12 %	外国債券 11 %	外国株式 12 %	短期資産 5 %
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------

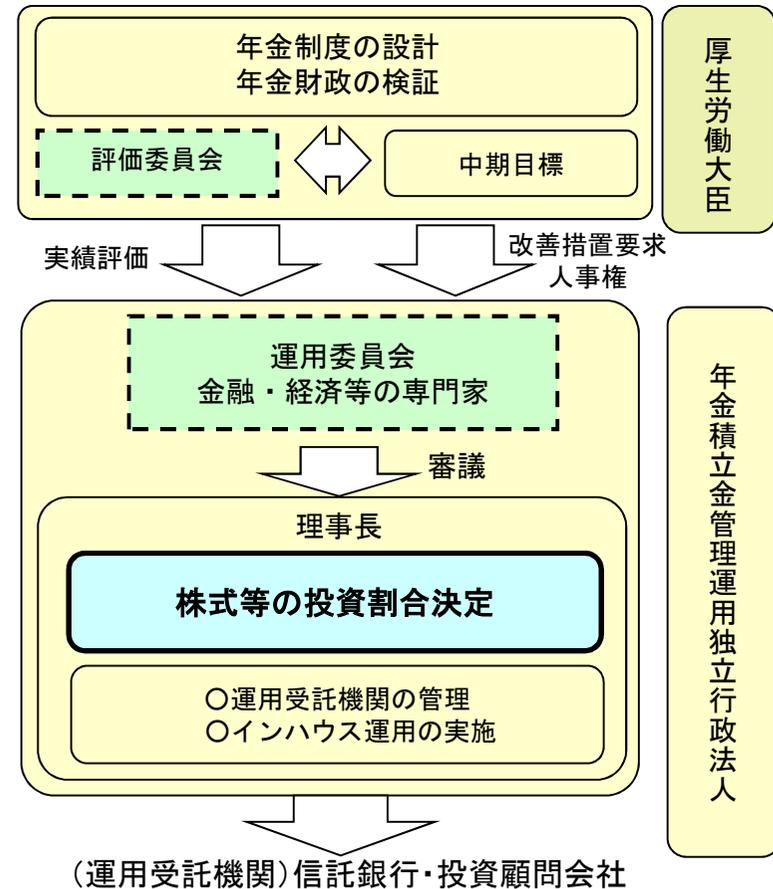
※変更前の構成割合は、国内債券67%、国内株式11%、外国債券8%、外国株式9%、短期資産5%

<年金積立金全体の運用実績>

13年度(自主運用開始)～23年度の累積収益額：約25兆円

※名目賃金上昇率を2.2%上回り、財政検証上の前提を上回っている。

<運用の仕組み>



独立行政法人 年金・健康保険福祉施設整理機構の概要

1. 設立目的

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条、又は同法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。

2. 設立時期 平成17年10月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員	4名（理事長1人、理事1人（非常勤）、監事2人（非常勤））
職員	21名

4. 業務概要

- （1）年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと
- （2）年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと
- （3）上記業務に附帯する業務を行うこと

5. その他特記事項

- （1）平成17年10月に設立され、当初は、平成22年10月1日に解散する有期の法人であった。
- （2）平成22年8月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成22年法律第48号）において、存続期限が2年延長され、平成24年10月1日に解散することとなった。
- （3）平成23年6月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成23年法律第73号）等において、平成26年4月1日に、年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、社会保険病院等の運営等を目的とした「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改組されることとなった。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）の概要

- (1) 法人の目的 年金福祉施設等の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。
- (2) 役員 理事長1人、理事1人（非常勤）、監事2人（非常勤）を置く。
- (3) 法人の業務
- 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。
 - 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。
 - 上記業務に附帯する業務を行うこと。
- (4) 法人の運営費 法人の運営費は、全て年金福祉施設等の譲渡により生じる収益により賄う。
（運営費交付金は交付されないこととされている。）
- (5) 国庫納付金 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡により生じた収入から、事業運営に必要な経費を控除した残余の額を、国の特別会計に納付する。

